# そらいろ通信　10 月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

皆さまいかがお過ごしでしょうか。
ようやく長かった夏に終わりが見えるようになりました。私たち人間も頑張りましたが、動物や植物もよく頑張ったと思います。植物を見ると、毎日あの灼熱の暑さの中でよく耐えて来たなあと、生命力の強さに感嘆します。
秋は、どれぐらい楽しめるでしょうか…。

## ★事務手続き★

【算定基礎届により社会保険料が変わります】

社会保険に加入している事業所は毎年 7 月に算定基礎届を提出します。9 月からその結果が反映され、健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額が新たに変わります。
この変更は、9 月分（10 月納付分、10 月支払いの給与から）適用されます。給与計算ソフトなどの設定などを事前に確認しておきましょう。

Copyright © 2024.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

## ★10 月のお仕事カレンダー

| | |
|---|---|
| 10 / 10 | ● 9 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 10 / 31 | ● 9 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付<br>● 8 月決算法人の確定申告と納税・2025 年 2 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）<br>● 11 月・翌年 2 月・5 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）<br>● 労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 7 月～9 月分の労災事故について）<br>● 労働保険料の納付（延納第 2 期分） |

## ★法改正情報★

●地域別最低賃金の改定●

令和６年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が 47 都道府県中 27 県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された 1,054 円を上回る「1,055 円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。都道府県労働局長の決定により、順次発効される予定です。最終的に決定された金額を必ず確認してください。

| 都道府県名 | 最低賃金時間額<br>（　　）は前年度 | 発効年月日 |
|---|---|---|
| 滋　賀 | 1017 円（ 967 円） | 令和６年 10 月 １日 |
| 京　都 | 1058 円（1008 円） | 令和６年 10 月 １日 |
| 大　阪 | 1114 円（1064 円） | 令和６年 10 月 １日 |
| 兵　庫 | 1052 円（1001 円） | 令和６年 10 月 １日 |
| 奈　良 | 986 円 （ 936 円） | 令和６年 10 月 １日 |
| 和歌山 | 980 円 （ 929 円） | 令和６年 10 月 １日 |

Copyright © 2024.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

# パート・アルバイト等の社会保険加入について

会社には、原則として、社会保険（健康保険、厚生年金保険）に加入する義務がありますが、正社員だけでなく、パート・アルバイト等も社会保険の対象となります。

この 10 月から、従業員数 51 人以上の会社も、週の所定労働時間が 20 時間以上などの要件を満たすパートタイマーの加入が義務化されます。**ここで言う「従業員数」とは、「厚生年金保険の加入人数」のことであり、企業全体の人数のことではありません。**

パート・アルバイト等の社会保険の加入基準は、次の通りです。①週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満　②所定内賃金が月額 88,000 円以上　③2 ヶ月を超える雇用の見込みがある　④学生ではない（休学中、定時制・通信制の方を除く）

情報を整理しておきましょう。

●加入対象となるパートタイマー等は、その人が勤めている先の会社によります。

そもそも会社が適用義務のある会社なのか？　これは、「厚生年金保険の加入者が 51 人を超える」会社の場合であるため、全てのパートタイマー等が加入しなければならないということではありません。その会社が加入させる義務のある会社なのか、によって異なります。

●月額 88,000 円以上とは？

基本給および諸手当で判断します。ただし、時間外や休日・深夜労働の手当、賞与、精皆勤手当て、家族手当、通勤手当などは含まれません。ただし、加入する際の標準報酬月額には、これらの手当を含みます。

この影響として、自社で働くパートタイマー等に対してだけでなく、現在扶養に入れている配偶者が扶養を外れるケースも出てきます。その場合手続きが発生します。

社会保険の被保険者になると、老齢年金や障害年金の給付額の増加、遺族年金や傷病手当金、出産手当金の給付等、給付に関する恩恵がいろいろと受けることができるようになります。

会社としても、人材確保の面でメリットがあります。求人票に社会保険加入の旨を提示できるようになるため、応募率上昇につながる可能性があります。充実した社会保障を受けられる安心感から、従業員の定着率アップにもつながります。また、被保険者となるパートタイマー等おのずと年収の壁を超えることになるため、収入金額を気にしての調整せずに済むようになります。一方で、人件費の増加につながりますので、キャリアアップ助成金の活用なども検討することが可能です。

Copyright © 2024.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2024.10.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.